

AIFA 医学委員会 規約

第1章 総則

第1条（名称）

本会は「AIFA 医学委員会」（以下「本委員会」という）と称する。

第2条（目的）

本委員会は、サッカー競技に関わるすべての選手・指導者・審判・関係者の健康と安全を守り、医学的視点から競技力向上と障害予防に資することを目的とする。

第3条（所掌事項）

本委員会は、以下の事項を所掌する。

競技者の健康管理に関する指針の作成

外傷・障害予防プログラムの立案および普及

医療スタッフの育成と講習会の実施

医学的調査・研究の企画・推進

競技会における医療体制の整備

その他、上記目的を達成するために必要な事項

第2章 組織

第4条（構成）

本委員会は、以下の委員により構成される。

委員長 高松晃

副委員長 光山浩人 大須賀友晃

第5条（委員の任命）

委員長は AIFA 理事会により任命される。その他の委員は、委員長が推薦し理事会の承認を得て任命する。

第6条（任期）

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 会議

第7条（定例会）

定例会は年に2回以上開催するものとする。

第8条（臨時会）

委員長が必要と認めた場合、または委員の3分の1以上の要請があった場合、臨時会を開催する。

第4章 その他

第9条（改正）

本規約の改正は、医学委員会の過半数の賛成を得た後、AIFA 理事会の承認をもって行う。

第10条（附則）

本規約は、2025年4月1日より施行する。